

国住指第485号  
平成25年5月24日

各都県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

東日本大震災における非構造部材等の被害調査について（依頼）

今般、非構造部材等の落下等による重大被害の再発防止を図るため、東日本大震災及びその余震による死亡・重症被害について、下記のとおり調査を実施いたしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

調査の実施にあたりましては、関係都県の消防防災主管部局をはじめとして、都県内の災害関係部局とも連携の上、必要な情報収集を行っていただきますようお願いいたします。なお、この件については、消防庁と調整済みであることを、念のために申し添えます。

記

1. 調査対象

- (1) 平成23年3月11日～3月17日、3月19日、3月23日、4月7日、4月11日及び4月12日の地震による被害を対象とします。
- (2) 死亡・重症被害（消防における救急又は救助の事案のうち、死亡又は重症であったもの）であって、当該被害の原因が次の非構造部材等の落下等である可能性があるものを把握するため、建築物内や建築物の周囲（屋内・屋外を含む。）で発生した死亡・重症被害を対象とします。
  - ①配管（吹出口を含む。）、空調機器、照明機器等の建築設備の落下
  - ②天井の落下
  - ③外壁・内壁等の外装材・内装材の落下
  - ④建築物の構造躯体倒壊・損傷
  - ⑤その他建築物の損傷等による被害

⑥不明

⑦関連なし

※津波浸水地域における被害を除きます。

※死亡・重症の原因が特定できない建築物内や建築物の周囲の被害で、明らかに①～⑥と関連ないと考えられる被害については、⑦関連なしとして報告してください。

(3) その他、死亡・重症被害がないものの、重大被害につながるおそれのあった建築物の損傷等で、都県等が把握しているものがあれば、その被害についてもあわせて報告ください。

## 2. 回答方法

(1) 別添様式の調査項目について、

- ・ 建築関係部局、災害関係部局等の各都県が有する被害情報
- ・ 各都県内の消防署が有する被害情報

について、関係部局又は消防本部に照会の上、調査対象の被害を把握・抽出し、被害ごとに別添様式の調査項目について記入してください。

なお、この調査は建築物の安全確保方策の検討を行うことを目的としたものであり、個別の被害の原因究明を目的としたものではありません。また、被害情報については被害者が特定される形で情報が公表されることはありません。

(2) 平成25年6月24日（月）までに別添様式にて報告してください。